

制定の経緯

京都のまちは、地蔵盆や各地域の祭り、伝統行事に象徴されるように、子どもを大切にする文化を誇りとし、また、全国に先駆けて小学校を創設し、地域住民が運営に参画するなど、地域社会を基盤にした子育てと人づくりを担う自治の精神に満ちた輝かしい伝統を有しています。

そうした精神と社会の在り様は、子どもに社会の一員として愛される喜びと愛することの大切さを教え、共に生きるうえでの規律、支え合い、育ち合いの姿勢を自然と学ばせ、身につけさせる役割を担ってきました。

しかし、今、現代社会において、急速な情報化に加えて、物質的な豊かさや利便性があまりにも優先され、家庭での親子、更に兄弟姉妹や祖父母、地域での人と人とのふれあいやつながりといった、子どもの健やかな育ちに大切な力が失われつつあります。

さらに、子どもの命が粗末に扱われたり、子ども自身が自尊感情を持てず、命を軽視してしまう現実を前に、改めて京都のまちが培ってきた次世代育成の精神と地域社会の力に依拠しつつ、子どもを健やかに育むため、市民の心意気を行動で示すことが緊急の課題となっています。

こうした状況のもと、「人づくり21世紀委員会からの提言」が提出されるなど、子どもの命と健やかな成長を最優先させるため、今、大人として何をなすべきかを共に考え行動する市民の輪が広がってきたことを受け、児童虐待等の様々な子どもの問題に取り組んできた京都子どもネットワーク連絡会議とも連携し、親として市民として、更には企業としての行動の在り方を具体化する「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定する運びとなったものです。



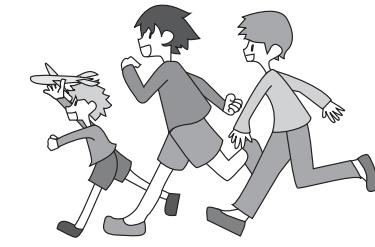
市内4会場で活発な議論が
交わされた「意見交流会」
(平成18年11月10、13、14、15日)



市民ぐるみで実践を誓った
「憲章制定記念の集い」
(平成19年2月24日)



副市長と懇話会委員らで「憲章制定披露」
(平成19年2月5日)



発行

京都市保健福祉局
子育て支援部 児童家庭課
電話075-251-2380 FAX075-251-2322

京都市教育委員会事務局
生涯学習部 家庭地域教育支援担当
電話075-251-0456 FAX075-222-2061



詳しくはHPをご覧ください。

子どもを共に育む京都

検索



子どもと共に育む京都市民憲章

子どもたちの今と未来のため、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範としての市民憲章



わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

こうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。

平成19年2月5日(育児ニコニコ笑顔の日)制定
同年3月13日京都市会が「子どもを共に育む京都市民憲章」を積極的に推進する決議

